

する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームに第3条(第7項を除く。)及び前各項に定める基準を満たす職員が置かれ、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に市町村が条例で定める基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)

第12条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「ユニット型特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定で定める特別養護老人ホームは、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第1項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームとする。

3 この規則の施行の際に存する特別養護老人ホーム(その後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第2条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号のア中「1人」とあるのは、「4人以下」とし、同アただし書の規定は、適用しない。

4 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物(同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第6項において同じ。)について第2条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号のウ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き4.95平方メートル」とする。

5 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものについて第2条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号のア中「原則として1人とすること。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「8人以下とすること」とする。

6 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物について第2条第3項第9号の規定を適用する場合においては、同号のア中「ものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは、「こと」とする。

7 一般病床、省令附則第6条に規定する精神病床(以下「精神病床」という。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床

又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のアの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(1) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積とすること。

(2) 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。

8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のアの規定にかかわらず、同アに定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第2条第5項第1号及び第7条第3項第1号の規定にかかわらず、廊下(中廊下を除く。)にあっては1.2メートル以上とし、中廊下にあっては1.6メートル以上とする。

10 前3項の転換とは、病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を特別養護老人ホームの用に供することをいう。

11 平成15年4月1日前から引き続き老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定により設置されている特別養護老人ホーム(同日において建築中のものであって、同日後に同条の規定により設置されたものを含む。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)第5条の規定による改正前の省令(以下「旧省令」という。)第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)であって、同日後に旧省令第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。)のうち、介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設であるものの基準については、平成23年9月1日以後最初の同号の指定の更新までの間は、同年8月31において当該特別養護老人ホームが旧省令に基づき従うべき基準とする。

健康長寿課介護支援室

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第28号

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第10条第1項ただし書の規定で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第10条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エに規定する設備に係る部分の面積を除いた面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。
 - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
 - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。
 - (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備に係る部分の面積を除いた面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。
- エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
- ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける

場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室 次に定める基準

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前2項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 1（入所者の数が120を超える場合にあっては、1に、入所者の数が120又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上

(3) 介護職員 次に定める基準

ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）第177条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第157条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適當数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで

きる。

- 5 生活相談員を置く場合にあっては、生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 6 第1項第2号の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。
 - 7 介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 8 第1項第3号の規定にかかわらず、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、介護職員のうち1人を置かないことができる。
 - 9 第6項及び前項の規定により生活相談員及び介護職員を置くことを要しない場合であっても、それらのいずれか1人は、置かなければならない。
 - 10 栄養士及び事務員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。
 - 11 入所定員が60人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、事務員を置かないことができる。
 - 12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）については、その本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。
 - (1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者
 - (2) 診療所 その他の従業者
 - 13 軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていることなどにより、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。
 （重要事項の説明）
- 第4条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、条例第12条第1項の重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又は

その家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第12条第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第12条第1項の重要事項を記録したものを受け取る方法

2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 軽費老人ホームは、第1項の規定により条例第12条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち当該軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 軽費老人ホームは、前項の規定による承諾をした入所申込者又はその家族から条例第12条第1項の重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（利用料の受領）

第5条 条例第16条第1項の規定により軽費老人ホームが受けることができる利用料の支払は、次に掲げる費用に係るものとする。

(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

(3) 居室に係る光熱水費

(4) 前2号に掲げるもののほか、居住に要する費用

(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められるもの

2 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

3 条例第16条第2項の規定で定める費用は、第1項各号に掲げる費用とし、同条第2項の入所者の同意は、あらかじめ得なければ

ならない。

(生活相談員の業務に関する特例)

第6条 生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員は、条例第23条各号に掲げる業務を行わなければならぬ。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第7条 条例第26条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の中員に対し、周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の中員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるものほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生等の防止のための措置)

第8条 条例第33条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型に関する経過措置)

2 条例附則第2項の規則で定める軽費老人ホームは、省令附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型として知事が指定した軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホームA型」という。）とする。

3 条例附則第2項の規定により定める軽費老人ホームA型の設備及び運営の基準は、次項から附則第23項までに定めるところによる。

(基本方針)

4 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

5 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

6 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した

運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(規模)

7 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

8 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 静養室

(4) 食堂

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 職員室

(11) 面談室

(12) 洗濯室又は洗濯場

(13) 宿直室

(14) 事務室その他運営上必要な設備

9 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積（収納設備に係る部分の面積を除く。）は、6.6平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(職員)

10 軽費老人ホームA型に置かなければならない職員は、次の各号に掲げる職員とし、その員数は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める員数とする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、1以上
 (3) 介護職員 常勤換算方法で、4以上
 (4) 看護職員 (看護師又は准看護師をいう。附則第13項及び第18項において同じ。) 常勤換算方法で、1以上
 (5) 栄養士 1以上
 (6) 事務員 2以上
 (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数
- 11 前項第2号の生活相談員のうち1人は、主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型にあっては、この限りでない。
- 12 附則第10項第3号の介護職員のうち1人は、主任介護職員としなければならない。
- 13 附則第10項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第3条第1項第3号のアに規定する指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 生活相談員 零以上
 (2) 介護職員 次に定める員数
 ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上
 イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上
 ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上
 エ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上
 (3) 看護職員 1以上
- 14 前項の軽費老人ホームA型のうち一般入所者の数が40を超えるものの前項第2号の介護職員のうち1人以上は、主任介護職員としなければならない。
- 15 附則第10項及び前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 16 附則第10項及び第13項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 17 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 18 次に掲げる者は、常勤の者でなければならない。
- (1) 生活相談員のうち1人以上 (主任生活相談員を置かなければならぬ場合にあっては、主任生活相談員)
 (2) 看護職員のうち1人以上
 (3) 事務員のうち1人以上
 (4) 主任介護職員
 (5) 栄養士
- 19 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
 (健康管理)
- 20 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。
 (主任生活相談員の責務)
- 21 主任生活相談員は、附則第23項において準用する条例第23条に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
- 22 次項において準用する条例第23条及び前項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、これらの規定に規定する業務を行わなければならない。
 (準用)
- 23 条例第3条から第9条まで、第10条第1項、第12条から第20条まで及び第22条から第33条まで並びにこの規則第5条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、条例第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条」とあるのは、「軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第20項から第22項まで並びに第23項において準用する第7条から第9条まで、第12条から第20条」と読み替えるものとする。

健康長寿課介護支援室

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例第1条ただし書の規定による申請を定める規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一
 長野県規則第29号

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例第1条ただし書の規定による申請を定める規則

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例(平成24年長野県条例第59号。以下「条例」という。)第1条ただし書の規則で定める申請は、次の各号に掲げる申請者が行う当該各号に定める申請とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2項第1号に規定する申請者 同法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第2項第1号に規定する申請者
 同法第8条第4項に規定する訪問看護(病院又は診療所により行われるものに限る。)、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション(病院又は診療所により行われるものに限る。)、同条第6項に規定する居宅療養管理指導(病院、診療所又は薬局により行われるものに限る。)、同条第8項に規定する通所リハ